相談室だよりNo.95の補正版です。太字下線3箇所を追記しています。

東社協福祉施設経営相談室だより№95の2 平成23年8月24日

TEL03-3268-7170

本相談室へのご相談には下記あてメール

k soudan@tcsw.tvac.or.ip

をご利用ください。

## 社会福祉法人への寄附金が税額控除となる手続きが提示されました

(全1枚)

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第82号)が公布・施行され、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)が改正されたことに伴い、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人(以下「税額控除対象法人」という。)に寄附金を支出した場合、当該寄附金について、税額控除制度の適用を受けることができることとなりました。

税額控除対象法人の認定に当たっては、所轄庁から証明を受ける必要があります。これを うけ、東京都は都内関係社会福祉法人宛平成23年8月19日23福保指指第581号通知を 発出し、①申請時には来庁のこと②証明書は5年間有効③申請先は東京都が所轄庁の場合、 社会福祉法人係④証明書発行手数料は400円等を記しています。

つきましては、証明の申請を行う場合の関係資料として、平成23年8月2日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課作成の資料(「税額控除に係る証明事務~申請の手引き」)より関係部分を以下転記しますので、参考にしてください。申請書、添付書類等の関係資料を東社協ホームページ⇒経営相談に添付しています。アクセスしてください。

<「税額控除に係る証明事務~申請の手引き」より>

〇法人に求められる要件について

## (1)総論

実績判定期間において、以下の2つの要件のうち、いずれかを満たす必要があります。 〈要件1>3,000円以上の寄附金を支出した者(含む法人)が、平均して年に100人以上いる

<要件2>経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上であること。

社会福祉施設・事業を経営する社会福祉法人は通常、要件1に該当し、要件2は、満たすことは考えにくいが、いずれかに該当するかチェックしてください。23年1月1日以降の個人<u>及</u>び法人からの寄附金が対象です。貴社会福祉法人が上記税額控除対象社会福祉法人に該当の場合は寄附者(除く法人)への適切な説明資料と証明書の追送が必要です。

## (2)実績判定期間

実績判定期間とは、直前に終了した事業年度終了日以前の5年内に終了した各事業年度の うち最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを言います。

- ※平成23年~25年の間に申請する場合、2年以内に終了した各事業年度の最も古い 事業年度開始の日からを実績判定期間とすることもできます。
- ※設立後間もなく、活動実績が5年(2年)に満たない法人は、設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。